

金融情報

能登半島地震・貸上げ貸付等に  
関連する特例制度のご案内

令和6年11月5日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先
経営改善貸付	2,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.45% ※特例：0.95% (当初2年間)	新潟商工会議所
※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称：マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新潟地域)内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方 (特例)貸上げ貸付利率特例制度の対象者は、創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。					
能登半島地震特別貸付	各融資制度の限度額に6,000万円を加えた額	運転設備	15年以内 20年以内	①被害証明書等の発行を受けた方 【3,000万円まで】 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率-0.5% 【3,000万円超】 基準利率-0.5% ②上記以外の方 各制度に定められた利率	日本政策金融公庫
令和6年能登半島地震による被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金。または災害に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金。					

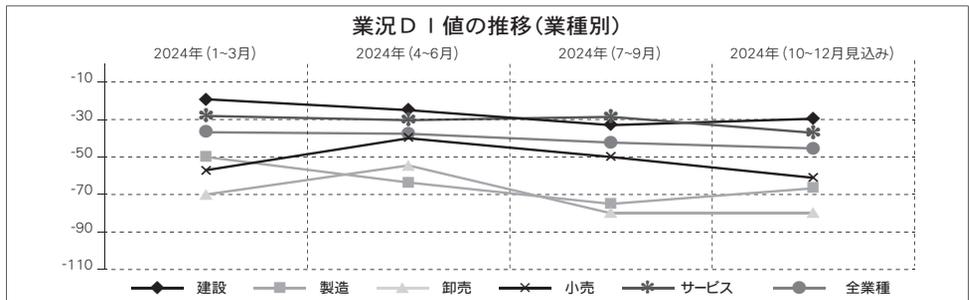
新津地域景況調査結果の概要 (2024年7月~9月期)

- 調査対象 100事業所 (有効回答数97社、回答率97%)
- 対象期間 2024年7~9月期実績 及び 2024年10~12月期の見通し
- 調査結果の概要  
前期と比較して全業種でDI値が悪化しており、特に製造業、卸売業、小売業では売上高や仕入単価、採算、資金繰りで大幅な悪化が見られた。また、「仕入単価の上昇」と「金利負担の増加」が全業種共通の課題となっており、企業活動へのコスト圧力が増大している。全業種の売上高は前期の(▲8.6)から今期は(▲11.3)へと悪化しており、業況全体の厳しさが浮き彫りとなっている。さらに、61%の企業が価格高騰の影響を引き続き受けており、今後もその傾向が続くことが予想される。

4. 業種別項目別のDI値 ※( )は見通し

DI値	50≤DI<50 とくに順調					25≤DI<50 順調					0≤DI<25 変わらず					▲25≤DI<0 悪化					DI<▲25 きわめて悪化				
	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	全業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	全業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	全業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	全業種	
売上高	▲3.7 (▲18.5)	▲50.0 (▲41.7)	▲40.0 (▲40.0)	▲11.1 (5.6)	0.0 (▲8.6)	▲11.3 (▲14.4)																			
仕入単価	▲59.3 (▲55.6)	▲91.7 (▲75.0)	▲60.0 (▲40.0)	▲61.1 (▲72.2)	▲48.6 (▲51.4)	▲59.8 (▲58.8)																			
採算	▲44.4 (▲40.7)	▲75.0 (▲66.7)	▲60.0 (▲60.0)	▲22.2 (▲27.8)	▲28.6 (▲31.4)	▲39.2 (▲39.2)																			
資金繰り	▲11.1 (▲11.1)	▲50.0 (▲50.0)	▲20.0 (▲20.0)	▲11.1 (▲27.8)	▲8.6 (▲17.1)	▲15.5 (▲21.6)																			
従業員数	▲7.4 (▲7.4)	▲16.7 (8.3)	▲20.0 (▲20.0)	0.0 (▲5.6)	2.9 (▲8.6)	▲4.1 (▲6.2)																			
業況	▲33.3 (▲29.6)	▲75.0 (▲66.7)	▲80.0 (▲80.0)	▲50.0 (▲61.1)	▲28.6 (▲37.1)	▲42.3 (▲45.4)																			

5. 業況DI値の推移



6. 価格高騰による企業活動への影響について

影響は継続している	影響は出たが、既に収束した	今後影響が出る可能性がある	影響なし
61%	4%	28%	7%

この調査は、新潟商工会議所が秋葉区(新潟地域)における企業の景況動向を把握するために全業種を対象に四半期毎に実施しています。

税務署からのお知らせ「書面で申告書等を提出する皆様へ」

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じてご自身で記録・管理をお願いします。  
※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、税務署に提出(送付)される全ての文書です。  
税金の事で困りの事がございましたら、国税相談専門ダイヤルをご利用ください。

電話で解決 「電話相談センター」へつながります。

国税相談専用ダイヤルへ電話する  
0570-00-5901 (全国一律料金)  
受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください(「電話相談センター」につながります。)
- ・インボイス制度に関する相談はインボイスコールセンター(電話番号:0120-205-553)へお問い合わせください。

米粉製粉機を活用して新商品開発してみませんか?

新潟市アグリパーク食品加工支援センター(南区)に、パンやお菓子作りに活用できる微細粉の米粉製粉機が導入されました。

《今回導入した微細粉の製粉機の特徴》

未乾燥の米粉が製粉できます。一般に流通している米粉の水分値は12%前後ですが、こちらの製粉機で製粉した米粉の水分値は20~25%です。

米粉は乾燥させることで日持ちしますが、未乾燥の米粉は乾燥した米粉よりもでんぷん損傷が低く、米の風味もしっかり残っていますので、米の味を最大限引き出せる米粉食品(パン、スイーツ、麺)ができます。

- ・粒子が細くなることで、お菓子やパンなど、調理できる製品の幅が大きく広がります。
- ・超高速気流により熱波砕によるダメージを軽減し、高品質な米粉が得られます。
- ・一般に流通している米粉より水分値が高く、しっとり感が高く、のど越しの良い商品ができます。



※施設の利用にあたっては事前相談が必要となります。ご希望の方は事前に下部の連絡先へご連絡をお願いいたします。

- 手続きの流れやその他の注意事項は、その際にご説明します。
- 利用料金は1時間1,000円及び作業服利用料金1人500円です。
  - 製粉1回(5kg以内)にかかる時間の目安は3~4時間程度です。5kgを超える場合の製粉時間については、別途ご相談ください。
  - 製粉の間、作業(機器の組み立て、米の浸漬、米粉の回収、片付け)や動作確認を行っていただきますので、原則として加工支援センターからの外出はできません。
  - 製粉した米粉は持ち帰って商品の試作に活用することができます。消費期限は2日~3日(要冷蔵)となりますので、ご注意ください。

【利用の手続きに関する問い合わせ先】  
新潟市アグリパーク食品加工支援センター  
住所 〒950-1406  
新潟市南区東笠巻新田3044  
電話 025-378-2158  
FAX 025-378-2167

【利用の手続き以外に関する問い合わせ先】  
新潟市農林水産部 食と花の推進課  
担当: 目黒・加藤  
住所 〒951-8554  
新潟市中央区古町通7番町1010番地  
電話 025-226-1792  
FAX 025-226-0021  
メール shokuhana@city.niigata.lg.jp

春日薬局の人気の小  
お救いします!!

リピーター率70%以上

痛いところに塗ればいい!!  
魔法のクリーム、塗るグルコサミン  
「エミュークリーム」

春日薬局 秋葉区新津本町3-9-10  
0250(22)0638

にち ゆう  
日佑電子株式会社

本社工場 新潟市秋葉区朝日7-8 ☎0250-22-2111  
新津工場 新潟市秋葉区川口5-8-0-8 ☎0250-23-5121  
味方工場 新潟市南区西白根字千日上6-3 ☎025-372-4811

いつでも どこへでも  
花キューピット  
JFTDのフラワーギフト全国配達システム

(株)川名花店 新潟市秋葉区新津本町3  
☎23-1187

創業に関するご相談は商工会議所にお任せください